

# 仕 様 書

## 1. 事業名

Monaco Yacht Show 2026 出展等委託業務

## 2. 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日(金)までとする。

## 3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、せとうちを囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が連携し、せとうちブランドの確立を通じて地域経済の活性化及び豊かな地域社会の実現を目指している。

2023年度に策定し、2024年度及び2025年度に改訂した「せとうちエリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン」<sup>※1</sup>に基づき、観光産業の高付加価値化を推進し、観光消費額の増加及び観光事業の収益向上を図ることを目標としている。

本業務は、高付加価値旅行者が所有するスーパーヨットの寄港地としてせとうちが選定され、周遊されるエリアとなることを目指し、関係事業者及び行政機関の機運醸成並びに国際的認知度の向上を図るため、世界有数のスーパーヨット展示会である Monaco Yacht Show 2026<sup>※2</sup>に出展することを目的とする。

※1 マスタープラン（せとうち DMO HP）：<https://setouchitourism.or.jp/ja/info/news20260317/>

※2 Monaco Yacht Show 2026 HP：<https://www.monacoyachtshow.com/en>

## 4. 業務内容

### (1) Monaco Yacht Show 2026 への出展及び APSA レセプション参加に係る調整業務

<開催期間（予定）>

・APSA<sup>※</sup>レセプション：令和8年9月22日（火）

・Monaco Yacht Show 2026：令和8年9月23日（水）～26日（土）

ア ブース出展に係る残金（7087.2€）を令和8年6月30日までに支払うこと。

なお、前払い金は支払い済みであり、残金分を委託費用に含めること。

事業費の請求金額は残金支払い時の為替レートにより円換算して算出すること。

イ APSA 前夜祭（Silver スポンサー）への参加申し込み及び必要な調整を行うこと。

APSA 担当者については、受託事業者決定後に機構から紹介する。

※APSA（Asia-Pacific Superyacht Association：アジア太平洋スーパーヨット協会）は、アジア太平洋地域におけるスーパーヨット産業の振興を目的とする業界団体。

### (2) 出展サポート及び通訳

ア ブース装飾は昨年度実績（別紙参照）を参考とし、現地装飾会社と調整のうえ実施すること。

ブースサイズは4 m×3 mとし、装飾費用は委託費用に含めること。

- イ 出展者用 Web ページ上で必要な登録（入場バッジ申請、セキュリティフォーム提出等）を行うこと。
- ウ 香川県職員が同一ブース内で PR を行う予定であるため、2名分のパス（職員1名、通訳1名）を手配すること。
- エ 以下の条件を満たす通訳2名を手配すること。
  - ・スーパーヨットに関する十分な知識を有すること。
  - ・港湾及び関連法令に精通していること。
  - ・せとうちエリアの観光に関する知見を有すること。
  - ・上記に関して、英語での円滑なコミュニケーションが可能であること。
- オ ブース訪問者に対して QR コードを活用した WEB アンケートを実施し、その結果を報告書に記載すること。アンケート内容については機構と協議のうえ決定すること。また、ブースの来訪促進策についても提案すること。

### (3) 共通事項

- ア 機構への連絡および報告を日本語で行うこと。
- イ 事業スケジュールを企画提案書に具体的に記載すること。
- ウ 進行管理者を指定し、その役割分担を企画提案書に明記することにより明確化すること。
- エ 事業実施結果を事業実施報告書により報告すること。なお、報告書の内容については事前に機構と協議のうえ作成すること。
- オ 本事業が香川県と連携して実施されるものであることに留意して、業務を遂行すること。

## 5. 報告書の提出

### (1) 提出物

- ・業務完了報告書
- ・事業実施報告書（カラー）
- ・アンケート集計データ

### (2) 提出方法

提出書類は原則として電子メールにより提出するものとする。

ただし、業務完了報告書および事業実施報告書については、紙媒体で各1部を提出しなければならない。

### (3) 提出期限

令和8年10月30日（金）

受託者は、事業実施報告書の素案を提出期限の14日前までに機構へ共有し、協議を行わなければならない。なお、履行期間の満了までに数値等に変更が生じた場合には、当該報告書提出後であってもその内容に反映させるものとする。

### (4) 報告書の作成にあたっての留意点

受託者は、報告書を作成するにあたり、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

事業」事業手引きを参照し、必要事項を記載したうえで、事前に機構職員の承認を受けなければならない。

<例>目的及び概要、日程、参加者、売り込み内容（商談ツール等）、商談件数等（ブースへの来場者数）、総括（結果の反映方針、課題等）

## 6. 概算予算額

5,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本業務の委託料のうち、2分の1相当額（上限金額2,600,000円）については機構が負担し、残る2分の1相当額（上限金額2,600,000円）については観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」予算を用いることとする。

## 7. 契約代金の支払い

本業務の委託料は、業務完了後に精算払いとする。

## 8. 物品の所有権

受託者が委託料により調達した物品の所有権は、契約期間満了時に観光庁に帰属するものとする。

## 9. 著作権の帰属

- (1) 本業務の履行により作成された成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て観光庁に帰属するものとするが、機構は実績紹介として一部を利用できるものとする。
- (2) 受託者は、本業務により作成された成果物に関し、著作者人格権を機構又は機構が指定する者に対して将来にわたり行使しないものとする。また、受託者は、当該成果物の作成に関与した者に対し、同様に著作者人格権を行使させないために必要な措置を講じるものとする。
- (3) 本業務において第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。万一、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担においてこれを解決し、機構に損害を与えたときはこれを賠償するものとする。
- (4) 前各号の規定は、本業務の全部又は一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、当該第三者との間で必要な契約その他の措置を講じ、当該第三者に起因して生じた著作権その他の知的財産権に関する手続、使用許諾、使用料の支払その他一切の責任を負うものとする。
- (5) その他、本業務に係る著作権その他の知的財産権に関して疑義が生じた場合は、機構及び受託者が協議のうえ、関係法令に基づき適切に処理するものとする。

## 10. その他

- (1) 受託者が本業務の履行に必要な物品を委託料の範囲内で調達した場合、当該物品の契約期間満了時における残存物の所有権は機構に帰属するものとする。受託者は、当該物品の管理、処分及び移管について、機構の指示に従うものとする。
- (2) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず、一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償

で、ホームページ、印刷物その他あらゆる媒体・手段・方法により公表（公開、配布等）することを前提とし、受託者は二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾その他必要な手続きを行うものとする。

また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、すべて観光庁に帰属するものとする。

- (3) 業務の実施に伴い取得した情報は、法令及び所定の文書管理規程に従い、漏えい・改ざん・滅失を防止するため、適切に管理しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を、法令及び所定の文書管理規程に従い適切に保護し、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 機構は、業務実施過程において本仕様書に記載された内容の変更が必要となった場合、受託者に対して仕様変更の協議を申し出ることができ、受託者は委託料の範囲内において当該仕様変更に応じなければならない。
- (6) 受託者は、業務の実施過程で疑義が生じた場合には、速やかに機構に報告し、協議のうえその指示に従わなければならない。
- (7) 本委託業務は、原則として第三者に再委託してはならない。ただし、事前に文書により機構と協議し承認を得た場合には第三者に再委託することができる。なお、海外旅行業務、通訳業務、印刷業務等の専門性を有する業務については、事前に文書で機構に報告し承認を得ることを条件に、専門業者等への再委託を認めるものとする。
- (8) 受託者が本仕様書に違反し、かつ回復の見込みがない場合、または業務を完了する見込みがない場合には、機構は契約を解除し、損害賠償を請求することができる。
- (9) 契約代金の支払いは、機構と協議のうえ決定されるものとし、計画に沿った項目が実施できなかった場合には、提出された見積書等に基づき、当該未実施分の費用を差し引いた額で精算するものとする。
- (10) 受託者は、安全確保に配慮した体制を整備のうえ業務を遂行し、自然災害、感染症等の発生により当初計画での業務遂行が困難となった場合には、速やかに機構に報告・相談し、その指示に従わなければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項、または業務遂行上疑義が生じた場合には、その都度、機構と協議のうえ適切に処理しなければならない。
- (12) 機構は、必要に応じて本契約に関する情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を機構のホームページ等で公開することができ、受託者はこれを了承するものとする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項、または業務遂行上疑義が生じた場合には、その都度、機構と協議のうえ適切に処理しなければならない。
- (14) 受託者は、事業を実施するにあたり、各国の法律・規制および慣習を確認のうえ、これに従って業務を遂行しなければならない。
- (15) 機構は、必要に応じて本契約に関する情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあり、受託者はこれを了承するものとする。
- (16) 本契約終了時において、契約期間内に受領したパンフレット、グッズその他の資料や配布物の在庫がある場合には、受託者は機構の指示に従い、指定された宛先に送付しなければならず、送付

にかかる費用は受託者が負担するものとする。

- (17) 受託者は、見積書を作成するにあたり、各項目の内訳を具体的に記載するものとし（例：単位×項数等）、項目を「一式」といった表現で記載することは認められない。また、提出された見積書の内容について修正依頼があった場合には、速やかに修正のうえ再提出しなければならない。
- (18) 受託事業者は、選定後、観光庁に対して見積書および企画提案書を提出し、その内容確認を経たうえで発出される事業開始通知書をもって、正式に受託者として確定するものとする。
- (19) 本事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に基づくものであり、受託者は観光庁事業手引きに準拠して業務を遂行しなければならない。

参考：観光庁 HP

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku\\_seido/kihonkeikaku/inbound\\_kaifuku/kofukakachi.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi.html)

【別紙】

参考：Monaco Yacht Show 2025 せとうち DMO ブース (2026 年度も同サイズ)

